

*テーマ： キャッチフレーズ・キャッチコピー・スローガンの識別性

【識別性】

商標が、キャッチフレーズ(宣伝文句)等であると判断されれば、法3条1項6号に該当し、原則として登録はみとめられない。ただし、キャッチフレーズに該当するか否かについての明確な判断基準はなく、審判官の主観によることも大きいといえるが、フレーズ中に社名などハウスマークが含まれていると識別性があると判断される。

識別性 (:あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
強く、優しく。	25		2008-17113	
キレイなところとかダ	16		2007-2600	
AGING WITH BEAUTY	3		2007-19955	
For Your Quality of Life	3		2006-2664	
瞳にキレイなイッセ	5		2006-8715	
Keep Ecology, Save Energy	9		2006-28695	
企業安心成長	35		2005-24942	
Powering the future	9		2005-65091	
Life is a Journey Towards the Guiding Light	25		2004-10669	
からだにうれしい	30		2004-14298	
おまかせください	36		2002-1814	
いらっしやいませ	24		H01-8053	
ひっぱりだこ	30		2007-35152	
この窓 このスタイル この生地	35,40		2009-12386	「カーテンの小売」
IT'S GOOD TO PLAY TOGETHER	9	×	2005-11437	
安全運転	20	×	2004-10189	
明日のビジネスに、あなたと挑む	42	×	2004-18436	
飲むお酢が、あなたを変える	32	×	2004-15499	
いのちの尊さにこたえます	5	×	2004-2793	
健康づくりは幸せづくり	3	×	2002-6143	
Elegance is an attitude	14	×	2002-65001	
そうだったのか!	16	×	2001-22019	
パールブリッジを渡ってきました	30	×	H11-13577	「パールブリッジ」は明石海峡大橋の愛称。
TECHNOLOY FOR A HEALTHY WORLD	9,42	×	2007-11321	
おいしく食べて、お元気に。	29	×	H09-3292	
よりよい暮らし	19	×	2008-3852	指定商品「木材」。企業理念。
We make people happy.	-	×	東地 20(7)13918	不競法 2-1-1 の「商品等表示」にあたらなため、「Make People Happy.」の差止には理由がない。